

岐阜市立長森南中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月	策定
平成27年3月	改定
平成31年2月	改定
令和元年7月	改定
令和2年4月	改定
令和3年4月	改定
令和4年4月	改定
令和5年4月	改定
令和6年4月	改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立長森南中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

また、本校では、生徒会を中心にいじめのない学校づくりを目指し「長森南中いじめZERO宣言」を作成している。

長森南中いじめZERO宣言

岐阜市立長森南中学校生徒会

私たちは、いじめをなくし、笑顔が溢れる学校にするために、以下のことを宣言します。

- 「なりたい自分」に向け、精一杯努力することを通して、自己肯定感や自信を高めます。
- 一人ひとりの個性やよさを認め、尊重します。
- 一人ぼっちをつくらず、みんなで支え合える関係を築きます。
- 仲間の心とからだを傷つけることは、絶対に許しません。

令和2年12月3日承認

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- 「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

・ いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・ いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・ いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・ いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対して個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

1 どの子も全力で応援する

→誰も一人ぼっちにさせない

2 いつでもどんな相談も聞く

→どんなことも受け止める

3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する

→いじめはみんなで必ず止める

4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう

→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

（「岐阜市いじめ防止対策推進条例」、「教育委員会の方針」、「学校の実態」、「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方）

・ 学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に考え、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者その他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(6) 保護者の責務等

・ 学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり

・「全員で創る学校」を念頭におき、明るく、活力ある学校を具現するための活動を仕組む。

- ①みんなで一つの目標に向かって取り組むことの価値や達成感の共有を大切にする。
- ②教え合いや支え合いを通して、達成感・充実感を味わうことのできる授業づくり（分かる・できる授業）を行う。
- ③自分の考えを安心して語ることができる雰囲気づくりを大切にする。
- ④困っている仲間を見過ごさない、見逃さない目と心を大切にする。
- ⑤互いの存在を認め合い、存在感、所属感を味わえる居場所・集団づくり（よいこと見つけ、リーダー指導）を行う。
- ⑥自分たちの生活をよりよいものにしていく生徒会活動の充実（いじめZEROチームの活動、常時活動の徹底）を図る。

(2) 安心感を生み出す指導

・どの生徒も安心して学校生活を送ることができるよう、様々な支援体制を整える。

- ①問題行動等に対して、教師が最前線に立って立ち向かう。
- ②全職員が共通理解・行動（組織的対応「約束ルールに関わって誰もが同じことを言う」）を徹底する。
- ③いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」）を行う。
- ④望ましい人間関係を育てる取組（ピアサポート、SEL）を行う。
- ⑤認め・価値付け（学級通信、朝の会・帰りの会の充実）を行う。
- ⑥お互いのよさを認め合える視点を与える指導（教師主導のよいこと見つけ、ほめ言葉のシャワー）を大切にする。
- ⑦生徒の声に耳を傾ける体制づくり（生活ノート、各種アンケートの「トリプルチェック」、ここタン等）を行う。

(3) 生命や人権（生命の尊厳）を大切にする指導（豊かな心の育成）

・全ての生徒の命を大切に感じられるための指導を行う。

- ①家庭科の保育実習や性教育講話を通して、命の尊さや大切さを学ばせる。
- ②社会科の公民の学習や人権講話を通して、人権意識の醸成を図る。
- ③言語環境や人との接し方など、日常にある人権感覚を高める職員研修を位置づける。
- ④命の教育（自殺予防、犯罪被害者の話、がん教育、性に関する教育）を行う。
- ⑤いじめ未然防止等に関わる生徒主体の取組や活動（いじめZEROチームの活動、いじめを見逃さない日の取組、いじめ防止強化月間）を行う。

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

・全ての生徒が所属感、充実感を得られるための指導を行う。

- ①小集団学習の充実を図る。
- ②日常生活の中で生徒の活躍の場（係活動、清掃活動、当番活動）を設定し、自己存在感を与える。
- ③生徒の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け（学級通信、よいこと見つけ、いじめZEROチームの活動）を行う。
- ④共感的な人間関係を育成するために思いや願いを最後まで聴き、行動の背景にある心に寄り添う。
- ⑤自己決定の場を設定し、自己の可能性の開発を援助する。

(5) インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進

・生徒及び保護者が、発信された情報について高度の流通性、発信者の匿名性、その他発信される情報の特性を踏まえた対策を講ずる。

- ①情報モラル教育についての取組（学校職員、警察、外部講師等による研修）を行う。
- ②情報機器や端末の使い方について、保護者や地域の方を対象とした研修を位置づける。
- ③学校・家庭との連携（保護者への積極的な情報提供）を図る。
- ④「ネットパトロール」等、関係機関との連携を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

・教師だけでなく、生徒たち自身がいじめに対して様々な行動を起こしていけるよう、指導する。

- ②傍観者にならないための対応（SOSの出し方教育、相談カード、相談BOX）を伝える。
- ②いじめ発生時の対応演習（ロールプレイング）を行う。
- ③互いに仲間の変容に気付ける目（いじめZEROチームの活動）を養う。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

・いじめ事案をより迅速に正確に、丁寧に対応するための以下の方法で情報収集に努める。

- ①生徒・保護者を対象としたいじめアンケート（年5回実施）、生徒を対象とした情報提供アンケート（年5回実施）を活用する。
- ②回答しやすい環境（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知、タブレットによる回答）を整える。
- ③「トリプルチェック」を基本とするなど、複数の職員での確認を徹底する。
- ④些細な事象の積み上げ（生活ノートや生徒の行動観察等からの情報共有、ここタン）を行う。
- ⑤毎週の主任会において情報収集を行い、全職員で情報を共有する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

・いじめの疑いのある事案に対して、ガイドラインに則り、適切かつ迅速、組織的に対応していくことを徹底する。

- ①いじめ対策監による見守り（校内巡視）を常時行う。
- ②いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に、全職員で情報共有（職員打ち合わせ、いじめ対策監が発行する職員向け通信等で）をして対処する。スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応
→迅速かつ組織的に動くための校内連携組織は、フロー図「いじめ事案の指導の流れ」を参照

(4) 教育相談の充実

・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、以下の教育相談体制の整備を行う。

- ①あらゆる機会を捉えた教育相談（問題解決的な教育相談、全生徒を対象とする開発的教育相談、不安や悩みを抱える生徒に働きかける予防的教育相談）の場の設定
- ②スクールカウンセラー、スクール相談員による相談（相談カードから）の場の設定
- ③いじめ相談窓口（いじめ対策監）の設置

(5) 教職員研修の充実

・生徒や保護者の悩みに迅速かつ丁寧に対応するため、以下の方法で支援体制の充実を図る。

- ①学校いじめ防止基本方針の理解（ロールプレイング、実践的な研修）
- ②組織的対応の徹底（学校組織で判断、情報共有）
- ③事例対応研修（解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修、定期的な事案交流）
- ④主観的理解と客観的事実を区別した事実確認
- ⑤文部科学省及び教育委員会発行のリーフレットや情報提供資料等の活用

(6) 保護者・地域との連携

・保護者が何でも相談しやすい学校を具現することに努める。

- ①保護者、地域住民に対する積極的な情報提供（学校運営協議会、PTA役員会）を依頼する。
- ②事案発生時において、関係する生徒の保護者へ確実な情報提供を行う（いじめ疑い段階での確実な連絡）。
- ③管理職は、情報提供の履行の見届けを行う。
- ④いじめ解消に向けた、保護者との前向きな協力関係づくり（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け）を行う。
- ⑤ホームページや各種通信等で、学校の様子を定期的に発信する。

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

・より多面的な相談や意見を聞くために、以下の機関との連携を密に図る。

- ①岐阜県教育委員会
- ②岐阜市教育委員会（いじめ事案について、直ちに報告）
- ③岐阜県中央子ども相談センター（情報共有や指導の際の連携）
- ③岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”、こどもサポート総合センター（情報共有や指導の際の連携）
- ⑤岐阜県警察（情報共有や指導の際の連携）
- ⑥スクールロイヤー、医療機関、各種相談窓口の紹介
- ⑦学校運営協議会委員

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
 学校職員以外：学校運営協議会委員、民生・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、PTA会長、PTA地域生活委員長等

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

本校では、教職員への研修、生徒への授業、生徒会による主体的な活動、保護者・地域への啓発を学校がプラットフォームとなっていく。これは、以下の育みたい資質・能力などの概念や現象について、学校が発信者となって改善や啓発に取り組むことにより、暴力やいじめの防止に対する校区単位の包括的な規範を醸成することを目指している。

このプログラムでは、認知改善（科学的根拠の正確な理解と経験則に基づく誤解の修正）を中心とした実践を行い、その成果を検証し改善を図っている。

長森南中学校いじめ防止プログラム（学校発信による生徒・保護者・地域の包括的プログラム）

育みたい資質・能力と実践内容

ア	いじめの定義、法的責任、加害生徒理解
イ	ストレスマネジメント、アンダーコントロール→「10秒呼吸法」「怒りの温度計」
ウ	認知バイアス、認知のゆがみ→「トラブルの原因は？（敵意帰属バイアス）」
エ	自尊感情、自己効力感、自己肯定感→「私は私が好きです。」
オ	向社会性（他者を援助する行動）、思いやり、他者理解→「あったか言葉」「よいこと見つけ」
カ	コミュニケーション能力、思いや考えの表現力→「お願いシート」「頼み方チェックシート」
キ	仲間づくり、絆づくり→「ソーシャルスキルトレーニング（SST）」
ク	自治集団づくり、傍観者効果→「いじめに否定的な学級集団」
ケ	道徳不活性化（道徳的正当化、都合の良い比較、婉曲なラベルなど） →「DVD視聴」「ケーススタディ」
コ	Wサポートプラン
サ	ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用

月	教職員	生徒	生徒有志	保護者	地域
4	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修① 学校いじめ防止基本方針の説明・周知、いじめ事例対応研修① ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページへの掲載 ・いじめ相談機関の紹介（生徒・保護者） ・「相談BOX」の設置 ・スクールカウンセラー、スクール相談員による悩み相談（毎週木、金曜日） ・教師による「よいこと見つけ」（視点の提示） 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会（笑顔宣言部会）主催による「令和5年度いじめZEROチーム」募集 ・立ち上げ・活動スタート ・「いじめZERO活動室」開設（生徒会室内） ・5月の全校集会に向けて ・「いじめを見逃さない日」の取組（毎月3日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式において学校いじめ防止基本方針の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会において学校いじめ防止基本方針の説明、いじめの起こりやすい場面・場所など子ども見守り活動への依頼

5	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式による「第1回いじめアンケート・情報提供アンケート」の実施(生徒・保護者) ・「いじめ防止掲示板」設置 ・第1回いじめ防止等対策推進会議(外部含む)実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・(生徒総会において)「第1回いじめについて考える全校集会」いじめ防止プログラムの紹介、スタッフ紹介、メッセージの発信 ・生徒会主体による「よいこと見つけ」 ・各専門委員会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止掲示板(いじめ防止掲示板・思いやり掲示板・人権掲示板)」設置 ・「いじめ防止ポスター」作成 ・学校運営協議会にてアピールと依頼 ・生徒たちによる校内巡視 ・6月の全校集会に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会において学校いじめ防止基本方針の説明 ・学校運営協議会(PTA役員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会(サポートチーム)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(2者懇談)の実施 ・記名式による「第2回いじめアンケート・情報提供アンケート」の実施(生徒・保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止強化週間」(6月24日~7月3日) ・ネットいじめ研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・PTA成人教育委員会(親のマネジメント・トレーニング) ・我が子をほめるウィーク① 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員取組評価(学校評価)①+学校運営協議会+保護者評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめについて考える会」(7月3日)「いじめZERO宣言の確認、いじめについて考える」 ・「第2回いじめについて考える会」を終えて(全体→学級) 			
8	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修③自己評価を受け、2学期に向けての見直し、いじめ事例対応研修② 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会サミット 			<ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティア団体への見届け依頼
9	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式による「第3回いじめアンケート・情報提供アンケート」の実施(生徒・保護者) ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・学校ホームページ等による取組経過等の報告 ・教育相談(2者懇談)の実施 				
10					<ul style="list-style-type: none"> ・市民運動会への見届け依頼
11	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式による「第4回いじめアンケート・情報提供アンケート」の実施(生徒・保護者) ・第2回いじめ防止等対策推進会議(外部含む)実施 ・教育相談(2者懇談)の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・12月の全校集会に向けて ・学校運営協議会にて状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が子をほめるウィーク② ・学校運営協議会(PTA役員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会(サポートチーム)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員取組評価(学校評価)②+学校運営協議会+保護者評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止強化月間の取組 ・「第3回いじめについて考える会」いじめについて考える 			
1	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価を受けて(学校いじめ防止基本方針の見直し) ・記名式による「第5回いじめアンケート・情報提供アンケート」の実施(生徒・保護者) ・次年度の取組計画 				

2	・教育相談（2者懇談）の実施 ・第3回いじめ防止等対策推進会議（外部含む）の実施	・（生徒総会において）いじめにかかわる生徒会の取組の1年間のまとめ	・学校運営協議会にて成果報告	・授業参観、保護者会 ・学校運営協議会（PTA役員）	・学校運営協議会（サポートチーム）
3	・教職員取組評価（学校評価）③+学校運営協議会+保護者評価 ・学校だより等による次年度の取組等の説明				

- ※イ・ウ・エ・カ・ケの取組については、いじめを見逃さない日などで、随時行っていく。
- ※研修・啓発（教職員・保護者・地域）は、NITS独立行政法人教職員支援機構「校内研修シリーズ」や国立教育政策研究所「いじめに対する研修ツール」を中心とし、本校の実態にアレンジして行う。
- ※アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導等の見届けを行う。
- ※毎月3日を「いじめを見逃さない日」とし、上記の「育みたい資質・能力」に関わっていじめについて考える場をもつ。

6 いじめ事案発生時の対応

（1）いじめ事案発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【大まかな対応順序】

【別紙フロー図参照】

（2）「重大事態」と判断された時の対応

（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ②当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
 - ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。
 - ③いじめの未然防止の取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- ・個人調査（アンケート等）について
保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
- ・指導記録について
1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）。
- ・校種間、学年間での確実な引継ぎ
個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。